

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

ひぐらしの里では所定疾患Ⅱを算定しています。

令和4年度

(令和4年4月～令和5年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	10	12	19	29	32	13	18	29	7	34	25	59
	人数	1	2	3	5	4	2	2	3	1	4	3	7
尿路感染	日数	15	38	6	7	20	37	27	8	14	7	18	16
	人数	3	6	1	1	2	6	4	1	2	1	3	2
带状疱疹	日数	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
蜂窩織炎	日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 抗生剤投与・XP・CT・血液検査 等 実施しました。